

船橋市親子交流支援事業利用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ひとり親家庭の児童の親子交流の実施にあたり第三者の支援を受けた際の費用に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において用語の定義は以下のとおりである。

- (1) 「児童」とは戸籍上の実父と実母に離婚歴があり、現在実父もしくは実母いずれかの監護がない概ね15歳未満の者をいう。
- (2) 「同居親」とは市内に居住する、児童を養育する母子家庭の母もしくは父子家庭の父をいう。
- (3) 「別居親」とは、市内に居住する児童の実父もしくは実母である者か、市内に居住していない児童の実父もしくは実母かつ自身が市内に居住している者であり、現在児童を養育していない者をいう。
- (4) 「親子交流支援事業者」とは次に掲げる要件を満たし、児童の親子交流の実施支援を行っている団体をいう。
 - ① 事務所または常設の連絡先がある団体
 - ② 法人格を持っている、又は定款、規約、会則等の運営に関する定めを有している団体
 - ③ 継続的に活動している、又はこれから継続的に活動する団体

(対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、同居親もしくは別居親であって、次の受給要件の全てを満たす者とする。

- (1) 親子交流の実施にあたり親子交流支援事業者の支援を受けた者
- (2) 上記(1)の支援を受けるにあたり親子交流支援事業者に報酬を支払った者

(補助の対象及び補助額)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、親子交流の実施支援を受けた際にかかった経費とし、別表に掲げるとおりとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、船橋市親子交流支援事業利用補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、事業を実施した日の属する月の翌月1日から起算して6か月を経過する日までに、市長に申請しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略するこ

とができる。

- (1) 当該児童の戸籍謄本又は抄本(同居親及び別居親との親族関係について確認できる、離婚の記載のあるもの)
- (2) 申請者本人の住民票の写し
- (3) 補助対象事業の領収書等
- (4) 児童の住民票の写し(申請者が市外居住であり、児童が船橋市民である場合)
- (5) その他、市長が必要と認めるもの

2 市長は、第1項第1号に規定する書類について、次の事項が記載されていることを確認するものとする。

- (1) 児童の実父・実母
- (2) (1)の実父・実母が離婚した記載

3 市長は、第1項第3号に規定する書類について、次の事項が記載されていることを確認するものとする。

- (1) 宛先
- (2) 領収年月日
- (3) 領収金額
- (4) 取引内容
- (5) 領収者の住所、氏名及び領収印

(交付決定)

第6条 市長は、申請があった後、提出のあった申請書及び必要書類について速やかに審査を行い、交付の可否及び補助金額について決定する。

2 市長は、交付を行うことを決定したときは、船橋市親子交流支援事業利用補助金交付決定通知書(第2号様式)により通知する。

3 市長は、第1項の審査の結果、補助金を交付することが不相当であると認めたときは、理由を付して、船橋市親子交流支援事業利用補助金不交付決定通知書(第3号様式)により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

(交付請求)

第7条 前条第2項により支給決定を受けた申請者は、船橋市親子交流支援事業利用補助金請求書(第4号様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項による請求を受けた日の翌日から起算して概ね30日以内に申請書に記載された口座に補助金を振り込み、交付するものとする。

(決定の取消し)

第8条 市長は、第6条第2項の規定による通知を行った決定の内容が、変更等により補助金の対象として適当でなくなった場合に、当該補助金の交付決定を取り消すことができるものとし、船橋市親子交流支援事業利用補助金交付決定取消通知書(第

5号様式)により通知するものとする。

- 2 前項の規定による取消しについて、交付対象者から補助金の返還を求めることができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 本要綱は施行日以降に実施された親子交流支援事業に係る経費について有効であるものとし、令和3年3月31日以前に取決められた親子交流支援事業に係る経費については対象外とする。

附 則

この要綱は、令和5年7月4日から施行する。

経過措置

令和5年7月3日以前における親子交流支援事業については、「親子」を「面会」に読み替えるものとする。

(別表)

補助対象経費	主な内容	補助上限額
親子交流実施支援	親子交流の実施時の付添援助・児童の受け渡し立ち合い等	交流実施1回につき3万円
相談支援	事前相談等	相談1案件につき7千円

親子交流実施支援は年2回を上限とする。

年 月 日

船橋市親子交流支援事業利用補助金交付申請書

船橋市長 あて

住所.....

氏名.....



電話番号.....

標題の補助金について交付を受けたいので、船橋市親子交流支援事業利用補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額

金 _____ 円

2 交付を受けようとする支援事業利用の詳細

① : 事業を実施した日付	
② : 領収書等に記載のある事業利用の総額	
③ : ②のうち、申請者が実際に支払った金額	
④ : ②のうち、申請者以外の者が支払った金額	

※ ②の額が③と④の合計額になるように記載してください。

※ ③は「1 交付を受けようとする補助金の額」と同じかそれ以上になるように記載してください。
申請額の上限は3万円です。

3. 養育費に係る取り決めの有無

養育費を受け取る・支払うことになっていますか [なっている/なっていない]

↓養育費を受け取る・支払う場合

養育費に関する取り決めをしていますか [している/これからする/していない・する気はない]

第2号様式

船こ家第 号
年 月 日

様

船橋市長

船橋市親子交流支援事業利用補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった船橋市親子交流支援事業利用補助金については、次のとおり交付することに決定したので、船橋市親子交流支援事業利用補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

金額 _____ 円

第3号様式

船こ家第 号
年 月 日

様

船橋市長

船橋市親子交流支援事業利用補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった船橋市親子交流支援事業利用補助金については、次の理由により不交付と決定したので、船橋市親子交流支援事業利用補助金交付要綱第6条第3項の規定により通知します。

記

1 交付しない理由

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表するものは、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

年 月 日

船橋市親子交流支援事業利用補助金請求書

船橋市長 あて

住所.....

氏名.....



電話番号.....

年 月 日付船こ家第 号で交付決定のあった船橋市親子交流支援事業利用補助金について、下記の通り請求します。

記

金額 _____ 円

2 振込口座申出欄

※申請者の普通預金口座に限ります

金融機関名		
支店名		
口座番号	普通	
口座名義 (カタカナ)		

船こ家第 号
年 月 日

様

船橋市長

船橋市親子交流支援事業利用補助金交付決定取消通知書

船橋市親子交流支援事業利用補助金については、次の事由により交付決定を取り消すことに決定したので、船橋市親子交流支援事業利用補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

取消理由：

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表するものは、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

個人情報の取り扱いに係る同意書

- 船橋市親子交流支援事業利用補助金制度に係る事務の遂行にあたり必要があるときは、下記の個人情報等について、船橋市が関係各機関に照会し、資料の取得を行い、事務の遂行に必要な範囲で利用することについて同意します。

- (1) 児童扶養手当に関する情報
- (2) 住民基本台帳に関する情報

年 月 日

住所.....

氏名.....

事業担当課 担当者各位

課税証明書・住民票等の交付後は本票の原本を返還願います。

こども家庭支援課 担当者

個人情報の取り扱いに係る同意書

- 船橋市親子交流支援事業利用補助金制度に係る事務の遂行にあたり必要があるときは、下記の個人情報等について、船橋市が関係各機関に照会し、資料の取得を行い、事務の遂行に必要な範囲で利用することについて同意します。

- (1) 児童扶養手当に関する情報
(2) 住民基本台帳に関する情報

年 月 日

住所.....

氏名.....

対象児童名.....

受け取られた保護者様へ

本用紙は親子交流にあたり支援事業所を利用された際の費用を補助する船橋市の制度申請にあたり、船橋市に居住するお子様について以下の情報が必要となるため、その確認を船橋市が行うことに保護者様が同意するための書式です。

- ・対象児童が船橋市に居住していること（住民基本台帳上の情報）
- ・対象児童の戸籍上の父母の氏名及び父母が離婚していること
（戸籍謄本の情報・児童扶養手当申請時に確認している情報）

なお、同意いただけない場合や、児童扶養手当の申請がなく戸籍謄本を子育て給付課で確認していない場合には、「住民票」「対象児童の戸籍謄本」が必要となります。

事業担当課 担当者各位

課税証明書・住民票等の交付後は本票の原本を返還願います。

こども家庭支援課 担当者